

小泉首相に対し靖国神社への参拝中止を求める要請書

2005年8月8日

内閣総理大臣 小泉純一郎 殿

自由法曹団 団長 坂本 修

第1 要請の趣旨

小泉純一郎内閣総理大臣の靖国神社参拝の中止を求める。

第2 要請の理由

- 1 小泉純一郎内閣総理大臣は、近隣諸国や多くの国民の反対を無視して、2001年8月13日、2002年4月21日、2003年1月14日、2004年1月1日の4度にわたって靖国神社への参拝を強行した。
- 2 靖国神社は、戦前、陸軍省と海軍省が共同して管理してきたものであり、天皇の裁可を得た戦死者を「英霊」として合祀し、天皇のために命を投げ出すことを求め、国民を侵略戦争に駆り立てる、その精神的支柱となっていた。戦後は、一宗教法人とされたものの、侵略戦争を推進した直接の責任者である東条英機らA級戦犯を「殉職者」として美化し合祀している。

こうした靖国神社へ首相が参拝することは、日本政府が日本国憲法の平和主義の原点である侵略戦争への反省を投げ捨て、これを美化する立場に立つことを公然と表明することに他ならない。

しかも、戦争を放棄し軍隊を保持しないとした9条の改憲が与党自民党によって進められている今日、首相による靖国神社への参拝は、新たな戦争に備えるためのものとの危惧を抱かざるを得ない。

アジア諸国からきびしい批判の声があがるのは当然である。首相が靖国神社への参拝を強行することは、日本とアジア諸国との間に決定的な亀裂をつくりだし、

信頼関係を大きく損なわずにはおかない。

- 3 そもそも、首相による靖国神社への参拝は、侵略戦争の痛苦な反省のうえに立ち、政教分離の原則を定め、信教の自由を基本的人権として保障している日本国憲法にも明白に違反する。

愛媛玉串料最高裁判決は、知事の靖国神社などへの玉串料等の奉納を政教分離原則に反し違憲とした。既に確定している岩手靖国訴訟仙台高裁判決は、靖国神社は宗教団体であり、拝礼は宗教的行為そのものであり、国又はその機関が特定の宗教への関心と呼び起こす行為であって、憲法20条3項が禁止する宗教的活動に該当する違憲な行為と判断した。また、昨年4月7日、福岡地方裁判所は、小泉首相の2001年8月13日の靖国参拝が、憲法20条3項によって禁止されている「宗教活動」に該るとして憲法違反であるとの判断を下した。

- 4 政府自身、1986年8月14日の官房長官談話では、首相の靖国参拝について「過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれる恐れがある」と懸念を表明していた。小泉首相の参拝はこの政府言明をみずから覆すことになる。

- 5 以上のように、小泉首相による靖国神社への参拝は、名目の如何を問わず、日本国憲法の定める平和原則と政教分離原則を踏みにじり、アジア諸国・民衆との信頼関係を破壊するものであって、私たちは、これを断じて許すことはできない。

小泉首相の靖国神社参拝の中止を強く求めるものである。